

三 目次の改正規定、第三十一条を「第三十

一条の三」に、「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める部分を除く、第七十七条の改正規定、第八条の改正規定、第二章の次に一章を加える改正規定、第五十七条の改正規定、第八十条の改正規定、同条の次に一章を加える改正規定、第八十一条の二の次に一章を加える改正規定、第八十一条の改正規定、前条を「第八十一条の二」に改める部分に限る。及び次条の規定 平成二十年十月一日

(弁理士となる資格に関する経過措置) 第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に弁理士となる資格を有する者は、この法律による改正後の弁理士法(以下「新法」という。)第七条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。

第三条 この法律による改正前の弁理士法第十一条第一号の規定による平成十九年の弁理士試験の筆記試験に合格した者に対する次回弁理士試験(附則第一条第二号に定める日以後に行うものに限る。)の筆記試験の免除については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第一号から第三号までの規定は、附則第一条第二号に定める日以後に行う弁理士試験の短答式による試験に合格した者及び論文式による試験において新法第十条第二項各号に掲げる科目について新法第十一条第二号の政令で定める審議会等が相当と認める成績を得た者について適用する。

3 新法第十一条第四号の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に新法第十一条第四号に規定する科目の単位を修得するために学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の課程に進学する者について適用する。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(通関業法の一部改正)

第七条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中、「又は」を「若しくは」に改め、弁理士が行う業務」の下に「又は弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により弁理士が行う業務若しくは同法第四十条の規定により特許業務法人が行う業務(同法第四条第二項第一号に掲げる事務に係るものに限る。)」を加える。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百九十三条中「弁理士法第四十六条の次に一章を加える改正規定を削る。」 第三百九十三条中「弁理士法第五十二条の次に四章を加える改正規定の前に次のように加える。」

第四十七条の二に次の一項を加える。 5 特許業務法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

財務大臣 尾身 幸次  
経済産業大臣 甘利 明  
内閣総理大臣 安倍 晋三

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。  
御名 御璽  
平成十九年六月二十日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十二号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 第一条中、「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定(以下「日欧協定」という。)及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下「日シ協定」という。)」を「相互承認協定」に改め、我が国と欧州共同体及びシンガポール共和国との間の協定を「相互承認協定」に改め、製造、輸出入販売その他の事業活動」に改める。

第二条 この法律において「相互承認協定」とは我が国が締結する条約その他の国際約束のうち、我が国と我が国以外の締約国が、適合性評価手続、特定の機器が各締約国の関係法令等特定の機器に関する法令及びその運用に関し各締約国の当局が発する告示その他の定めをいう。

第三条第一項において同じ。(に定める技術上の要件に適合しているかどうかを決定するための手続をいう。以下この条において同じ。)(の結果当該結果の表示及び証明書を含む。第三項及び第四項において同じ。)(を相互に受け入れることを内容とするものであって、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定機器」とは、特定輸出機器及び特定輸入機器をいう。

3 この法律において「特定輸出機器」とは、相互承認協定の締約国である外国(以下「外国」という。)(が当該相互承認協定の規定により適合性評価手続の結果を受け入れることとなる通信端末機器、無線機器及び電気製品をいう。

4 この法律において「特定輸入機器」とは、我が国が相互承認協定の規定により適合性評価手続の結果を受け入れることとなる通信端末機器、無線機器及び電気製品をいう。

5 この法律において「適合性評価機関」とは、相互承認協定に規定する機関であつて、適合性評価手続を実施するものをいう。

6 この法律において「登録」とは、相互承認協定の規定により行われる適合性評価機関の登録をいう。

7 この法律において「国外適合性評価事業」とは、特定輸出機器に関する適合性評価手続を実施する事業をいう。

第三条第一項中、「前条第八項各号に係る」を「相互承認協定」とし、かつ、「相互承認協定に規定する外国の関係法令等の別に於て政令で定める」に改め、同条第四項中、「日欧協定第九條一及び二又は日シ協定第五十三條一及び二」を「相互承認協定」に改める。

第五条第一項中、「次の各号に掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、当該各号に定める指定基準」を「相互承認協定に規定する指定基準であつて、国外適合性評価事業の区分に応じ政令で定めるもの」に改め、各号を削る。

第十条中、「日欧協定又は日シ協定」を「相互承認協定」に改める。

第十一条中、「日欧協定第八條七又は日シ協定第五十二條六の規定により日欧合同委員会又は日シ合同委員会から」を「相互承認協定の規定により」に、事項について通報があつた」を「処分が行われた」に改める。

第十三条第一項第二号中、「第五條第一項各号に定める」を「第五條第一項に規定する主務省令で定める」に改め、同項第六号中、「日欧協定又は日シ協定」を「相互承認協定」に改め、同条第二項中、「日欧協定第九條四又は日シ協定第五十三條四」を「相互承認協定」に改める。